

函館地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 更正処分等取消請求事件  
国側当事者・国(函館税務署長)  
令和元年5月15日棄却・控訴

判 決

当事者の表示 別紙1当事者目録のとおり

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 処分行政庁が原告甲に対し平成28年4月26日付けでした、被相続人Aの平成25年6月●日相続開始に係る相続税の更正処分のうち、納税すべき税額4375万0400円を超える部分及び上記更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 2 処分行政庁が原告乙に対し平成28年4月26日付けでした、被相続人Aの平成25年6月●日相続開始に係る相続税の更正処分のうち、納税すべき税額2億5201万0700円を超える部分及び上記更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 3 処分行政庁が原告丙に対し平成28年4月26日付けでした、被相続人Aの平成25年6月●日相続開始に係る相続税の更正処分のうち、納税すべき税額4959万7600円を超える部分及び上記更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 4 処分行政庁が原告丁に対し平成28年4月26日付けでした、被相続人Aの平成25年6月●日相続開始に係る相続税の更正処分のうち、納税すべき税額6726万3600円を超える部分及び上記更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 5 処分行政庁が原告戊に対し平成28年4月26日付けでした、被相続人Aの平成25年6月●日相続開始に係る相続税の更正処分のうち、納税すべき税額248万8100円を超える部分及び上記更正処分に係る無申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

- 1 本件は、平成25年6月●日に死亡したA(以下「亡A」という。)の相続人又は相続税法上遺贈により権利を取得したものとみなされる者である原告ら(以下、原告甲を「原告甲」、原告乙を「原告乙」、原告丙を「原告丙」、原告丁を「原告丁」、原告戊を「原告戊」という。)が、亡Aの相続(以下「本件相続」という。)に係る相続税の申告において、B協同組合(以下「本件協同組合」という。)が実質的に破綻しているなどとして、亡Aの本件協同組合に対する貸金債権の評価額を0円と申告したのに対し、処分行政庁が、これを額面額であると判断して、原告戊を除く原告らに対し、更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分をし、申告期限後に相続税申告をした原告戊に対し、更正処分及び無申告加算税賦課決定処分をしたことから、原告らがこれらの処分(更正処分については申告額を超える部分)の取消しを求めた事案であ

る。

## 2 関係法令等の定め

別紙2のとおり

## 3 前提事実（当事者間に争いが無い、甲2及び後掲各証拠又は弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

### (1) 亡Aの関係法人

#### ア 株式会社C

(ア) 株式会社C（平成29年6月●日、商号を株式会社Dに変更した。以下「C」という。）は、昭和30年1月●日に設立された、木材販売及び製材業並びに衣料品等の小売業等の事業を展開する株式会社であり、本件相続開始時において東京証券取引所ジャスダック市場に上場していた。

(イ) 亡Aは、Cの創業者の長男である。亡Aは、Cの設立から平成16年8月26日まで、同社の取締役又は代表取締役の地位にあり、本件相続開始日直前の同社の事業年度末である平成25年5月31日の時点で、同社の発行済株式総数の約11%の株式を有する筆頭株主であった。（乙6）

#### イ 本件協同組合

(ア) 本件協同組合は、組合員の取り扱う木材等の共同加工等を行うことを目的として、平成12年7月●日に設立された、中小企業等協同組合法3条1号に該当する事業協同組合である。

本件協同組合の事業内容は、原板を仕入れ、住宅用建材として使用する集成材に加工し、販売するというものである（甲2、4）。

(イ) 本件協同組合の代表理事は、設立以後平成17年5月24日まではE（以下「E」という。）であり、同月25日以降はFであった。

Eは、亡Aの実弟であり、遅くとも平成12年8月29日から平成22年5月31日まで、Cの取締役の地位にあった。

(ウ) 本件協同組合は、平成13年から平成14年にかけて、国の「資源循環利用推進型林業構造改善事業」及びG町の「地域林業経営確立林業構造改善事業」に基づき、国、北海道及びG町から、集成材工場の建設及び機械の取得等について合計約6億3000万円の補助金（以下「本件補助金」という。）の交付を受けた。

本件補助金の交付に際して、本件協同組合は、当該事業により取得した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内に本件補助金の交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかにG町と協議し、その指示に従って当該財産の取得に要した本件補助金の全部又は一部をG町に納付しなければならないとの条件が付されていた。

(エ) 本件協同組合は、集成材工場の建設費用として、H（平成20年以前はI。以下「H」という。）及びJ（以下「J」という。）から合計3億9500万円を借入れ、これを分割返済していた。

(オ) 本件協同組合は、平成16年3月期（平成15年4月1日から平成16年3月31日まで）以降、株式会社K銀行（平成20年までは株式会社L銀行。以下「K銀行」といい、H及びJと併せて「本件各金融機関」という。）から運転資金を借り入れていた

が、平成22年3月29日、これを一括返済した。

(カ) 本件協同組合は、平成29年12月21日、株式会社Mに対し、本件協同組合の所有する建物、構築物、機械装置及び車輛運搬具（以下、これらを併せて「本件有形固定資産」という。）を代金7442万円（税別）で売却した。（甲10、13、28）

(キ) 本件協同組合は、平成30年3月●日の総会において、解散の決議をし、同年12月●日、清算を結了した。（甲38、43の1から4まで）

(ク) 亡Aは、平成18年11月30日から平成25年6月5日までの間に、別紙3のとおり、本件協同組合に対し、合計8100万円を貸し付け（以下、当該貸付けに係る各債権を併せて「本件各貸付金債権」という。）、亡Aが死亡した平成25年6月●日の時点（以下「本件相続開始時」という。）においても同額の本件各貸付金債権を有していた。

## (2) 本件相続の概要

ア 亡Aは、平成25年6月●日に死亡し、本件相続が開始した。

イ 亡Aの法定相続人は、亡Aの長女である原告甲、長男である原告乙、二女である原告丙及び二男である原告丁の4名である（以下、これら4名を併せて「相続人である原告ら4名」という。）。

ウ 原告戊は、原告甲の夫であり、相続税法3条1項3号により、遺贈により亡Aの財産である生命保険契約に関する権利を取得したとみなされる者である。

エ 本件相続に係る財産は、本件各貸付金債権及びその余の財産（総額13億6817万1635円）であり、各原告の取得分は以下のとおりである。（本件各貸付金債権の評価額について争いがある。）

(ア) 原告甲 1億3882万1517円

(イ) 原告乙

a 本件各貸付金債権 4050万0000円

b その他 7億9338万9257円

(ウ) 原告丙

1億5712万3158円

(エ) 原告丁

a 本件各貸付金債権 4050万0000円

b その他 2億7229万6457円

(オ) 原告戊

654万1246円

オ 亡Aの債務は、合計6398万6700円であり、各原告の負担分は以下のとおりである。

(ア) 原告甲

なし

(イ) 原告乙

394万5800円

(ウ) 原告丙

4万0900円

(エ) 原告丁

6000万0000円

(オ) 原告戊

なし

カ 亡Aの葬儀費用は、合計878万9596円であり、相続人である原告ら4名がそれぞれ219万7399円を負担した。

## (3) 本件訴訟に至る経緯

#### ア 原告らによる相続税の申告

相続人である原告ら4名は、平成26年4月23日、本件相続に関して、別紙4の「当初申告」欄のとおり記載した相続税の申告書（以下「本件期限内申告書」という。）を共同して処分行政庁に提出した。本件期限内申告書には、本件各貸付金債権の価額が0円と記載されていた。

原告らは、平成27年1月28日以降、本件相続について、札幌国税庁所属の調査担当職員の調査を受け、平成28年3月31日、相続人である原告ら4名は、別紙4の「修正申告等」欄のとおり記載した修正申告書（以下「本件修正申告書」という。）を、原告戊は、別紙4の「修正申告等」欄のとおり記載した期限後申告書（以下「本件期限後申告書」という。）を、共同して処分行政庁に提出した。

なお、本件修正申告書及び本件期限後申告書には、いずれも本件各貸付金債権の価額が0円と記載されていた。

#### イ 過少申告加算税の賦課決定処分等

処分行政庁は、札幌国税局所属の調査担当職員の調査に基づき、平成28年4月26日付けで、別紙4の「賦課決定処分」欄のとおり、相続人である原告ら4名に対しては、本件修正申告書の提出による納付すべき税額を基礎として過少申告加算税の各賦課決定処分を、原告戊に対しては、本件期限後申告書の提出による納付すべき税額を基礎として無申告加算税の賦課決定処分をした。

#### ウ 更正処分等

処分行政庁は、札幌国税局の調査担当職員の調査に基づき、平成28年4月26日付けで、本件各貸付金債権の価額の合計額は、評価通達204の定めにより、元本の額面額である8100万円と評価すべきであると判断して、これを課税価格に算入し、別紙4の「本件各更正処分等」欄のとおり、相続人である原告ら4名に対しては、各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分を、原告戊に対しては、更正処分及び無申告加算税の賦課決定処分をした（以下、これらの各処分を併せて「本件各更正処分等」という。）。

#### エ 再調査請求

原告らは、平成28年7月26日、本件各更正処分等を不服として、それぞれ再調査請求をしたところ、札幌国税局長は、同年10月24日付けで、再調査請求をいずれも棄却するとの再調査決定をした。

#### オ 審査請求

原告らは、平成28年11月24日、再調査決定を経た後の本件各更正処分を不服として、それぞれ審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、平成29年8月28日付けで、審査請求をいずれも棄却するとの裁決をした。

#### カ 本件訴訟の提起

原告らは、平成30年2月21日、本件各更正処分等を不服として、本件訴訟を提起した。

#### 4 争点及び争点に対する当事者の主張

本件の争点は、本件各貸付金債権の相続税の課税における評価額が、評価通達205柱書の「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」に当たらずに額面額であ

る8100万円となるか否かである。

(1) 被告の主張

ア 債権には市場性がないため取引相場のように交換価値を具体的に示すものがなく、個別に債権の回収率を算定し、それをもって時価評価とすると、会社の営業状況や将来性といった必ずしも客観的かつ一義的な評価方法が確立していない要素に左右されることとなる上、客観的に明白な事由がないにもかかわらず回収率を算定することは、納税者の恣意を許し、課税庁に過大な負担を強いることとなる。そして、評価通達205は、列挙事由において、いずれも債務者の営業状況等が客観的に破綻していることが明白であり、そのため当該債務者からの債権の回収が不可能又は著しく困難となった場合を具体的に挙げて、これらの場合には元本の価額に算入しないとしているほか、「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」においては、それらの金額は元本の価額に算入しないとしている。

このような評価通達205の定め方や評価通達204及び205の趣旨に照らすと、同項柱書の「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」は、列挙事由と同視できる程度に債務者の営業状況等が客観的に破綻していることが明白であって、債権の回収の見込みがないことが客観的に確実であることをいうものと解釈すべきである。

イ 以下のとおり、本件各貸付金債権は、本件相続開始時において、評価通達205所定の列挙事由と同視できる程度に債権の回収の見込みがないことが客観的に確実であったとはいえず、同項柱書の「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」に該当する事由はない。したがって、本件各貸付金債権の評価額は、残元金の合計額8100万円である。

(ア) 本件協同組合の平成21年3月期から平成28年3月期までの負債は、金融機関からの借入金の占める割合が一貫して低下し、他方で、亡A及びその親族からの借入金の割合が増加していた上、遅くとも平成22年以降の親族からの借入れは、計画的な借入れであり、本件協同組合は、経営破綻から遠ざかる傾向にあったといえる。

(イ) 本件協同組合の売上高は、平成21年3月期以降、基本的には増加傾向にあり、特に平成24年3月期から平成28年3月期までは、3億円前後の一定規模で推移しているのであって、本件相続開始日前後で、売上高の推移から認められる事業規模は全く減少していないのであるから、本件協同組合の事業継続の見通しに特段の支障はなかったといえる。

(ウ) 本件協同組合は、平成20年1月から同年3月にかけて、H及びJからの借入金について、元本の償還期限を延長するための借入条件の変更を申し入れ、これを認められ、これ以降、約定どおり、怠ることなく借入金等の返済を継続していた。本件協同組合がK銀行に繰上償還を行ったのは、Eが連帯保証人としてK銀行に対し返済の申出をしたことによるものであり、K銀行が本件協同組合の粉飾決算を理由に繰上償還を迫った事実はない。したがって、本件協同組合は、本件各金融機関との関係で、一定の信用力を維持していたといえる。

(エ) 原告らは、平成22年頃に本件協同組合の解散・清算が決定され、これに向けて資産の売却が進められていた旨を主張する。

しかし、そもそも、関係者の間で本件協同組合を将来解散・清算することが話し合われたことの一事をもって、債権の回収見込みがないことが客観的に確実であることが推認されるとはいえない。また、原告ら提出の証拠（Eの陳述書〔甲45〕）によっても、本件協同組合の解散・清算に向けた具体的な動きは何ら立証されておらず、平成22年頃に本件協同組合の解散・清算が決定されていたともいえない。

(オ) 原告らは、本件協同組合が平成29年に売却した本件有形固定資産の貸借対照表上の金額が6億円を超えているのに対し、実際の売却価格は7442万円であって、当該売却価格が本件有形固定資産の時価に相当すること、本件相続開始時に本件有形固定資産を売却したとしても、優先債権の弁済すらできなかったことを主張する。

しかし、そもそも、ある時点において売却することができた固定資産の売却価格や、貸借対照表上の金額等を根拠として、仮に当該固定資産が数年前に売却されていたとすればどの程度の価格で売却できたかを推認することはできないというべきである上、本件有形固定資産の平成29年3月期の貸借対照表上の価額と、本件相続開始時に最も近い平成25年3月期の貸借対照表上の価額では、4164万7341円もの差がある。

したがって、本件相続開始時以降の事情から本件相続開始時における本件協同組合の経営状態を推認することはできない。

## (2) 原告らの主張

ア 評価通達205柱書の「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」との文言からすれば、列挙事由以外の事由があり得ることが想定されており、かつ「見込まれる」か否かについて判断権者による実質的判断を要するものといえる。しかし、被告が主張する解釈によると、列挙事由以外に貸付債権を課税における評価額の算定から除く場合を想定する余地がなくなり、その文理に反する。

また、列挙事由に該当する場合であっても、実際には回収可能性がある場合に評価額に算入しないのはかえって不合理である。

したがって、評価通達205柱書の「その他その回収が不可能又は著しく困難なとき」として列挙事由と同視できる程度の状況を要求することは、相続税法の許容するところではなく、かかる通達の解釈に基づく本件各更正処分等は租税法律主義に反し違法である。

イ 以下のとおり、本件各貸付金債権は、本件相続開始時において回収可能性がなく、評価通達205柱書の「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」に該当する。したがって、本件各貸付金債権の価額は、0円として評価すべきである。

(ア) 本件協同組合は、平成21年3月期以降、法人税申告書における貸借対照表上、常に債務超過であった。また、平成27年3月期までの損益も全て損失であり、決算時期の現預金も極めて少額であって、Cに対する買掛金を未納にし、親族からの借入金で金融機関への返済や人件費等を支払っていたという、通常の企業ではほとんどあり得ない状況であった。

本件協同組合は、平成22年3月期にそれまでの粉飾決算が本件各金融機関に発覚し、Cが借入金の保証人となっていないK銀行からの借入金については、不良債権化することを避けた同行から早期償還を迫られ、借入金残額を一括返済した。本件各金融機関

のうちK銀行以外からの借入金についても、平成19年から平成20年にかけて、償還延期等の措置がとられている。したがって、本件協同組合が信用力を失っていたことは明らかである。

(イ) 本件協同組合は、平成29年12月21日、本件有形固定資産を7442万円(税別)で売り渡したが、その貸借対照表上の価額は、直近の決算期である平成29年3月期で6億5150万2424円となっており、簿価と実勢価格が大きく乖離している。そして、本件相続開始時に最も近い決算期である平成25年3月期の貸借対照表上、本件有形固定資産の価額は6億9314万9765円であり、平成29年3月期と大差ない価額とされていたことからすれば、本件相続開始時の現実的な売却可能価格も上記売却価格と大差ないと判断される。

また、本件協同組合は、平成30年3月●日に解散し、清算が行われたところ、同日における本件協同組合の資産は530万2811円であり、公租公課と一部の共益債権は支払われたものの、一般債権への配当は全くなされなかった。本件相続開始時に最も近い決算期である平成25年3月時点で、本件協同組合の金融機関からの借入残高は1億5580万3000円となっていたのであり、相続開始時において資産の売却により清算がなされた場合でも、優先債権の弁済すら資金が不足していたことが明らかである。

(ウ) 本件協同組合がこれまで事業を継続し、本件各金融機関からの借入金を約定どおり返済できたのは、亡A及び親族が本件協同組合に対し継続的に資金を貸し付けたためである。そして、亡A及び親族が本件協同組合に対して継続的に貸付けを行いその事業を継続させたのは、平成36年までに事業を廃止すると、本件補助金の返還義務が生じ、その義務を果たすことができない場合に社会的信用を損なうのを避けるためである。

そのため、亡A及び親族としては、本件協同組合への貸付金を返済してもらおう意思は有していなかった。

(エ) 亡A及び親族は、前記(ア)の本件協同組合の借入金の一括返済等や、平成22年5月期のCの巨額欠損を受け、本件協同組合を整理、清算することを決定した。

その方法として、金融機関からの借入金については、亡A及びその兄弟の4名が本件協同組合に弁済資金を貸し付ける形で負担し、本件補助金を返還すべき額を減らすため、本件協同組合の全ての資産を売却することとされた。

その後、本件協同組合及びCなどが中心となり、買受け可能な業者の選定、交渉が進められたが、難航し、売却が実現したのは前記(イ)のとおり平成29年である。

このように、本件協同組合は、平成22年の時点で既に実質的に解散・清算に入っており、本件相続開始時において、本件各貸付金債権は全く回収可能性がなかった。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点について

(1) 評価通達205柱書の「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」の解釈

ア 相続税法22条は、相続税の課税価格となる相続財産の価額は、特別に定める場合を除き、当該財産の取得の時における時価によるべき旨を規定しているところ、ここにいう時価とは、相続開始時における当該財産の客観的な交換価値をいうものと解される。

しかし、財産の客観的な交換価値は必ずしも一義的に確定されるものではないことか

ら、課税実務上、相続財産評価の一般的基準が評価通達によって定められ、そこで定められた画一的な評価方法によって相続財産を評価することとされている。これは、相続財産の交換価値を個別に評価する方法を採ると、その評価方式、基礎資料の選択の仕方等により異なった評価額が生じることを避け難く、また、課税庁の事務負担が重くなり、課税事務の迅速な処理が困難となるおそれがあることなどから、あらかじめ定められた評価方式により画一的に評価する方が、納税者間の公平、納税者の便宜、徴税費用の節減という見地からみて合理的であるという理由に基づくものと解される。

そうすると、評価通達の内容が合理的なものである限り、これによって課税することは法の予定するところであり、特に租税平等主義という観点からみると、評価通達が形式的にすべての納税者に対して適用されることによって租税負担の実質的公平をも実現することができるというべきである。したがって、特定の納税者あるいは特定の相続財産についてのみ評価通達に定める方式以外の方法によってその評価を行うことは、たとえその方法による評価額がそれ自体としては同条の定める時価として許容できる範囲内のものであったとしても、納税者間の実質的負担の公平を欠くことになり、特別の事情がない限り許されないものというべきである。

イ 評価通達204は、貸付金債権等の価額を元本の価額と利息の価額との合計額によって評価する旨を定めており、これを受けて、評価通達205では、貸付金債権等の価額の評価を行う場合において、その債権金額の全部又は一部が、課税時期において列挙事由に該当するとき又は「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」には、それらの金額を元本の価額に算入しない旨を定めている。

これらの規定は、個別に債権の回収率を算定して時価評価を行うべきこととすると、その評価が債務者の経営状況等必ずしも客観的一義的な評価方法が確立していない要素に左右され、納税者の恣意を許し、課税庁に過大な負担を強いることを踏まえ、貸付金債権等の評価方法として、原則として額面により評価し、例外として、評価通達205の列挙事由のように客観的に明白な事由が存在する場合に限り、その部分について元本の価額に算入しない取扱いをすることとしているものであって、同項の定めは、相続税法22条を具体的に適用する基準として合理的なものと認められる。

そして、以上のような評価通達205の趣旨及び規定の仕方からして、同項柱書の「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」とは、同項の列挙事由に準ずる場合を指すものと解すべきであるから、上記柱書が適用されるには、列挙事由と同視できる程度に債務者の営業状況等が客観的に破綻していることが明白であって、債権の回収の見込みのないことが客観的に確実であることを要するというべきであって、この点に関する原告らの主張は採用することができない。

## (2) 認定事実

前記前提事実、証拠（甲2及び後掲各証拠）並びに弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

### ア 本件協同組合設立の経緯及び事業内容等

(ア) 平成12年頃、N地域においては、トドマツの人工林等が広範囲に存在するにもかかわらず、間伐材等の木材価格の低迷や各処理の拠点施設の未整備から間伐施業が進まない状況にあり、更には今後増加が見込まれる地域材の活用が危ぶまれていた。これら



の課題に 대응するため、国の「資源循環利用推進型林業構造改善事業」により木材加工処理施設を整備することを目的として、Cが中心となり、同年7月●日、本件協同組合が設立された。(甲4)

(イ) 本件協同組合の設立時における組合員は、C(出資金額1000万円)、株式会社O(以下「O」という。)(同1250万円)、P株式会社(同1150万円)、株式会社Q(同1000万円)、R森林組合(同300万円)、S協同組合(同200万円)及びT協同組合(同100万円)の7者であった。

上記組合員のうち、O、P株式会社及び株式会社QはCのグループ会社であり、C及びそのグループ会社による出資割合は88%である。(甲5)

イ 本件補助金について

本件協同組合による集成材工場の新設は、公益目的にかなうものとされ、前記ア(ア)の「資源循環利用推進型林業構造改善事業」の補助事業としてG町が計画主体となる「地域林業経営確立林業構造改善事業」の一環として位置付けられ、国、北海道及びG町は、本件協同組合に対し、合計約6億3000万円の本件補助金を交付した(甲8の1から4まで)。

本件補助金の交付に際し、本件協同組合は、当該事業により取得した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数に相当する期間内(平成36年まで)に補助金の交付の目的を達することができなくなった場合には、速やかにG町と協議し、その指示に従って当該財産の取得に要した本件補助金の全部又は一部をG町に納付しなければならないとの条件が付されていた(甲29の2・5)。

ウ 本件協同組合の業務の実態等

(ア) 本件協同組合の事業内容は、原板を仕入れ、住宅用建材として使用する集成材に加工し、販売するものであるところ、その仕入れ及び販売の業務は、Cが代行していたため、本件協同組合の売上のほとんどは、Cに対するものであり、本件協同組合が製造する集成材の数量も、Cにおいて決定・指示していた。

(イ) 本件協同組合は、運転資金を主にCへの売上により賄っており、不足する場合は、Cから前受金として調達したり、Cに対する買掛金の支払を留保するなどの方法で、Cとの間で調整していた。

そのため、本件協同組合は、Cに対し多額の買掛金を負う状態が継続し(平成21年3月期以降の買掛金の推移は別紙5のとおりであり、いずれの事業年度においても1億円を超えていた)、Cは、当該売掛金について貸倒引当金を計上していた。

エ 本件協同組合の財務状況等(甲35、39の3、43の3)

(ア) 本件協同組合の法人税の確定申告書における平成21年3月期から平成30年3月期まで及び清算結了時(同年12月●日)における資産及び負債の状況は、別紙5のとおりであり、いずれの事業年度においても債務超過であった。

(イ) 本件協同組合の法人税の確定申告書における平成21年3月期から平成30年3月期まで及び清算結了時(同年12月●日)における損益の状況は、別紙6のとおりである。営業損益及び経常損益は、いずれの事業年度においても赤字であり、税引前当期純損益も、平成28年3月期、平成30年3月期及び清算結了時を除き赤字であり、黒字となった上記各年次についても、債権放棄(後記カ(エ)、ク)や本件有形固定資産の

売却益（後記キ）を特別利益として計上したことによるものにはすぎない。

(ウ) 本件協同組合は、平成22年3月頃まで粉飾決算を行っており、同年頃、その事実が本件各金融機関に発覚した。

オ 本件協同組合の本件各金融機関からの借入れ及びその返済状況等

(ア) 本件協同組合は、集成材工場の建設に関して、H及びJから合計3億9500万円を借り入れた。

上記各借入れについては、Eが連帯保証し、Oが所有する土地及び本件協同組合が所有する建物に抵当権が設定されていた。

なお、平成15年5月16日、OがCに吸収合併されたことに伴い、上記土地はCの所有となり、その一部は、同年9月22日、本件協同組合に売却された後、平成22年3月23日、Eに売却された。(甲13から18まで、乙7)

(イ) 本件協同組合は、平成16年3月期から平成22年3月期まで、K銀行から運転資金を借り入れていた。

上記借入れについては、Eが連帯保証していた。

(ウ) 本件協同組合は、平成19年11月までは、本件各金融機関からの借入について概ね約定どおり弁済していた。

(エ) 本件協同組合は、平成20年1月9日付けで、Hに対し、元本の償還期限を1年6か月延長し、平成19年12月から平成21年3月までは利息の支払のみとする旨の借入条件への変更を申し出たところ、申出どおり借入条件の変更がなされた。

(オ) 本件協同組合は、平成20年3月に、Jに対し、元本の償還期限9か月を延長し、平成20年3月から同年9月は利息の支払のみとし、延長した元本の支払は、最終返済期日に一括して返済する旨の借入条件の変更を申し出たところ、申出どおりの借入条件の変更がなされた。

(カ) 本件協同組合の平成21年3月期から平成28年3月期までの各期末における本件各金融機関からの借入金の各残高は、別紙7のとおりである。

(キ) Eは、平成22年3月、本件協同組合が所有する土地を購入し、本件協同組合は、当該売却代金を原資の一部として、K銀行からの借入金の残額を全額返済した。

(ク) 本件協同組合は、H及びJに対し、前記(エ)、(オ)の約定変更後、当該変更後の約定どおり借入金の弁済を継続し、期限の利益を喪失したことはない。

(ケ) 本件協同組合は、Jからの借入金について、平成27年3月27日、当該借入金の残額を全額繰上償還した。

(コ) 本件協同組合は、Hからの借入金について、平成29年7月20日、当該借入金の残額を全額繰上償還した。(甲36)

(サ) 本件協同組合の本件各金融機関への返済は、前記(キ)の土地売却代金のほか、亡A及びその親族からの借入金(後記カ)を原資とするものであった。

カ 本件協同組合の亡A及びその親族からの借入れ及びその返済状況等

(ア) 平成18年11月30日、本件協同組合に対し、亡Aは1700万円を、Eは2700万円を、原告乙、原告丙及び原告丁並びにEの子であるU及びVは、それぞれ1000万円を、いずれも利息を年1.8%、元金の弁済期限を「可能な時でよい」と定めて貸し付けた。

(イ) 亡A及びEは、平成19年3月20日、本件協同組合に対し、それぞれ750万円を貸し付けた。

(ウ) 亡A、E並びにその兄弟であるW及びXは、平成22年頃、本件協同組合の経営について協議し、本件協同組合の経営状況は厳しいが、本件補助金の交付を受けた者としての社会的責任を果たすため、本件補助金により取得した財産の償却期間（平成36年まで）が経過するまでは本件協同組合の事業を維持すべく、各人で分担して本件協同組合に対し貸付けを行うことを決定し、本件協同組合に対し、亡Aは、平成22年から本件相続開始日までに合計5650万円を、Eは、平成22年から平成27年3月期までに合計4700万円を、W及びXは、平成22年から平成27年3月期までにそれぞれ3000万円を貸し付けた。

(エ) 本件協同組合の平成21年3月期から平成28年3月期までの各期末における亡A及び親族からの借入金の各残高は、別紙8のとおりである（なお、別紙8に「本件被相続人」とあるのは亡Aを指す。）。

本件協同組合は、当該各借入金について、各貸主に対し、前記（ア）及び（イ）の借入金に対する平成21年9月分までの利息を支払ったものの、その余の元利金は支払っておらず、借入金残高の減少は、各貸主の債権放棄によるものである。

キ 本件協同組合は、平成29年12月21日、株式会社Mに対し、本件有形固定資産を代金7442万円（税別）で売却した。

ク 本件協同組合は、平成30年3月●日の総会において、解散の決議をし、同年12月●日、清算を結了した。

なお、当該清算に当たり、E及び原告丙ら亡Aの親族は、本件協同組合に対する債権合計1億2450万円を放棄し、株式会社Y（会社分割によりCから木材事業等を承継した会社）は、本件協同組合に対する債権1億8419万8618円を放棄した。（甲43の4）

### （3）具体的検討

ア 前記認定事実のとおり、本件協同組合は、少なくとも平成21年3月期以降、清算結了（平成30年12月●日）に至るまでの間、一貫して債務超過・損失超過（営業損益及び経常損益）であった上、平成20年1月にHからの借入れについて、同年3月にJからの借入れについて、それぞれ元本の償還期限の延長を含む借入条件の変更を受けており、また、亡A及び親族からの借入金（本件相続開始日の直前の事業年度である平成25年3月期末の時点で合計1億8750万円）については、利息の一部を支払ったのみで、元金は全く返済していない。

しかし、本件協同組合は、平成25年6月●日に本件相続が開始した後、解散決議がなされた平成30年3月●日までの約4年9か月の間、評価通達205の列举事由が生じることもなく事業を継続し、いずれの事業年度においても2億円以上の売上を計上している。また、本件協同組合は、上記のとおりH及びJからの借入れについて借入条件の変更を受けた後は、その約定どおり弁済を継続し、期限の利益を喪失したことはなく、K銀行に対する借入れについては平成22年3月に全額を繰上返済している。

これらの事実を照らすと、本件協同組合は、本件相続開始日の前後にわたり経営不振が継続して解散に至ったものと認められるものの、本件相続開始日において、本件協同

組合の経営が評価通達205の列挙事由と同視できる程度に客観的に破綻していることが明白であったということはできず、本件各貸付金債権の回収の見込みのないことが客観的に確実であったということはできない。

イ（ア）これに対し、原告らは、本件協同組合が事業を継続し、本件各金融機関に対し弁済することができていたのは、亡A及び親族が個人資金を本件協同組合に注入する一方で、Cに対する買掛金を未納にしていたからに過ぎず、本件協同組合は本件相続開始時において既に破綻していた旨を主張する。

確かに、前記認定事実のとおり、本件協同組合の本件各金融機関に対する借入金の弁済は、亡A及び親族からの借入金を原資とするものであり、また、本件協同組合の運転資金はCへの売上により調達され、その不足はCに対する買掛金を留保するなどの方法により調整されていた（本件協同組合のCに対する債務額は、平成22年3月期から平成28年3月期までの間、1億6000万円を超えており、清算終了時においても同様であった。）ことに照らすと、本件協同組合の経営は、Cやその創業家であるZ家（亡A及び親族）の資金に依存していたことは否定できない。

しかし、前記認定事実によれば、本件協同組合は、道内有数の企業であるCの主導により、N地域の広範囲に存在する人工林の間伐施業や地域材の活用を進めるという公益的な目的で設立された協同組合であって、C及びそのグループ会社による出資割合は88%にのぼり、その事業は全面的にCに依存しており、いわばCの公益事業部門というべき関係にあった。そして、Cの経営トップであった亡A及びその兄弟は、本件協同組合が公益性を認められて約6億3000万円の本件補助金の交付を受けた関係上、その社会的責任を果たすべく、本件補助金により取得された財産の償却期間（平成36年まで）が経過するまでは事業を継続することを期して個人資金の注入を継続したものであり、本件協同組合の事業を継続する必然性があったといえる。そして、本件相続開始時（平成25年6月●日）から上記償却期間の経過まで10年以上の期間が残存していたこと、本件協同組合の経営を支えていたC並びに亡A及び親族の経営状態又は財産状態が破綻に瀕していたことも窺われないことに照らすと、本件協同組合が本件相続開始時において既に破綻していたとはいえず、原告らの上記主張は採用することができない。

この点について、原告らは、亡A及びその兄弟が本件協同組合への貸付けを決めた平成22年頃の時点で、本件協同組合を整理、清算することを決定し、その後、本件協同組合の全資産を売却すべく売却先の選定や交渉が進められていた旨を主張する。しかし、この点についての証拠として原告らが提出するEの陳述書（甲45）においても、本件相続開始時に先立つ本件協同組合の資産売却に向けての行動が具体的に述べられているとはいえず、他に本件相続開始時までに本件協同組合の実質的清算が行われていた具体的事実を認めるに足りる証拠はないから、この点に関する原告らの主張も採用することができない。

（イ）また、原告らは、本件協同組合が平成22年3月にK銀行に借入金の繰上返済をしたのは、本件協同組合による粉飾決算を知ったK銀行が貸付金の早期償還を迫ったためであり、本件協同組合の信用力が失われていた旨を主張するが、K銀行がかかる要求をした事実を認めるに足りる証拠はなく、原告らの上記主張は採用することがで

きない（乙21によれば、K銀行の担当者が、本件協同組合に対し、借換えを一時保留し事態の説明を求める旨を申し入れたところ、本件協同組合が借入金の繰上返済を申し出た事実は認められるが、それを超えて、K銀行が繰上返済を求めた事実を認めることは困難である。）。

（ウ）なお、原告らは、本件有形固定資産の売却価格が帳簿価額から大きく乖離している旨を主張するが、以上で説示したところによれば、本件相続開始時における本件協同組合の債務超過の度合いが更に大きかったとしても、その経営がCやZ家（亡A及び親族）により支えられていた以上、本件協同組合が実質的に破綻していたとはいえ、原告らの上記主張も採用の限りでない。

ウ 以上によれば、本件相続開始時における本件協同組合の経営状況が評価通達205の列举事由と同視できる程度に客観的に破綻していることが明白であって、本件各貸付金債権の回収の見込みのないことが客観的に確実であったとはいえない。

したがって、本件相続開始日における本件各貸付金債権の価額の評価は、評価通達204の定める方法に従うこととなるから、本件各貸付金債権の評価額は、本件各貸付金債権の元本の価額8100万円と既経過利息の価額の合計額であって、8100万円を下らない。

## 2 本件各更正処分の適法性

以上で認定説示したところによれば、本件相続に係る相続財産の合計額は、別紙9順号1の「合計」欄記載のとおり14億4917万1635円（本件各貸付金債権の評価額8100万円と、争いのないその余の財産の評価額13億6817万1635円の合計）と認められる。

そうすると、原告らが納付すべき相続税額及び過少申告加算税又は無申告加算税は、別紙9のとおり算出されるから、本件各更正処分は適法である。

## 第4 結論

以上によれば、原告らの請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

函館地方裁判所民事部

裁判長裁判官 布施 雄士

裁判官 本多 健一

裁判官 田中 稔哉

## 当事者目録

原告	甲
原告	乙
原告	丙
原告	丁
原告	戊
上記 5 名訴訟代理人弁護士	米塚 茂樹
被告	国
同代表者法務大臣	山下 貴司
処分行政庁	函館税務署長 明珍 栄一
被告指定代理人	中野 雅文
同	松下 洋
同	臼田 裕二
同	小野木 英夫
同	久保 光城
同	中山 大将
同	鈴木 久志
同	工藤 郁美
同	捧 浩之
同	西山 智
同	石澤 守
同	坂田 祐輔

以上

## 関連法令等の定め

## 1 相続税法（平成25年法律第5号による改正前のもの。以下同じ。）

相続又は遺贈により取得した財産の価額については、相続税法第3章（22条から26条の2まで）に特別の定めのあるものを除くほか、「当該財産の取得の時における時価」によると規定している（同法22条）ところ、同法第3章には貸付金債権の評価方法についての特別の定めはない。

## 2 財産評価基本通達

財産評価基本通達（昭和39年4月25日付け直資56ほか国税庁長官通達。平成26年4月2日付け課評2-9・課資2-1による改正前のもの。以下「評価通達」という。）は、評価通達1において、評価の原則を定めた上で、評価通達204及び205において、貸付金債権等の評価について定めている。その規定内容は、次のとおりである。

## (1) 評価通達1（評価の原則）

「財産の評価については、次による。

（中略）

## (2) 時価の意義

財産の価額は、時価によるものとし、時価とは、課税時期（相続、遺贈若しくは贈与により財産を取得した日若しくは相続税法の規定により相続、遺贈若しくは贈与により取得したものとみなされた財産のその取得の日又は地価税法第2条《定義》第4号に規定する課税時期をいう。以下同じ。）において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による。

## (3) 財産の評価

「財産の評価に当たっては、その財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情を考慮する。」

## (2) 評価通達204（貸付債権の評価）

「貸付金、売掛金、未収入金、預貯金以外の預け金、仮払金、その他これらに類するもの（以下「貸付金債権等」という。）の価額は、次に掲げる元本の価額と利息の価額との合計額によって評価する。

(1) 貸付金債権等の元本の価額は、その返済されるべき金額

(2) 貸付金債権等に係る利息（208《未収法定果実の評価》に定める貸付金等の利子を除く。）の価額は、課税時期現在の既経過利息として支払を受けるべき金額」

## (3) 評価通達205（貸付金債権等の元本価額の範囲）

「前項の定めにより貸付金債権等の評価を行う場合において、その債権金額の全部又は一部が、課税時期において次に掲げる金額（編注 以下「列举事由」という。）に該当するときその他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるときにおいては、それらの金額は元本の価額に算入しない。

(1) 債務者について次に掲げる事実が発生している場合におけるその債務者に対して有する貸付金債権等の金額（その金額のうち、質権及び抵当権によって担保されている部分の金額を除く。）

- イ 手形交換所（これに準ずる機関を含む。）において取引の停止処分を受けたとき
  - ロ 会社更生手続の開始の決定があったとき
  - ハ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があったとき
  - ニ 会社の整理開始命令があったとき
  - ホ 特別清算の開始命令があったとき
  - ヘ 破産の宣告があったとき
  - ト 業況不振のため又はその営む事業について重大な損失を受けたため、その事業を廃止し又は6か月以上休業しているとき
- (2) 再生計画認可の決定、整理計画の決定、更生計画の決定又は法律の定める整理手続によらないいわゆる債権者集会の協議により、債権の切捨て、棚上げ、年賦償還等の決定があった場合において、これらの決定のあった日現在におけるその債務者に対して有する債権のうち、その決定により切り捨てられる部分の債権の金額及び次に掲げる金額
- イ 弁済までの据置期間が決定後5年を超える場合におけるその債権の金額
  - ロ 年賦償還等の決定により割賦弁済されることとなった債権の金額のうち、課税時期後5年を経過した日後に弁済されることとなる部分の金額
- (3) 当事者間の契約により債権の切捨て、棚上げ、年賦償還等が行われた場合において、それが金融機関のあっせんに基づくものであるなど真正に成立したものと認めるものであるときにおけるその債権の金額のうち(2)に掲げる金額に準ずる金額」
- 以上



## 亡Aの本件協同組合に対する貸付状況

(単位：円)

貸付年月日	貸付金額
平成18年11月30日	17,000,000
平成19年3月20日	7,500,000
平成22年12月3日	14,000,000
平成23年9月8日	20,000,000
平成25年2月5日	7,500,000
平成25年6月5日	15,000,000
合計	81,000,000

本件各更正処分等の経緯

(単位：円)

区分		順序	当初申告	修正申告等	賦課決定処分	本件各更正処分等	再調査の請求	再調査決定	審査請求	裁決	
項目	年月日		法廷申告期限内	平成28年3月31日	平成28年4月26日	平成28年4月26日	平成28年7月26日	平成28年10月24日	平成28年11月24日	平成29年8月28日	
各人の合計	取得財産の価額	1	1,334,481,029	1,368,171,635		1,449,171,635					
	内訳	本件各貸付金債権	2	0		0					81,000,000
		その他の財産	3	1,334,481,029		1,368,171,635					1,368,171,635
		債務及び葬式費用の金額	4	72,776,296		72,776,296					72,776,296
	課税価格	5	1,261,704,000	1,295,394,000		1,376,394,000					
	納付すべき税額	6	400,681,400	415,110,400		455,628,300					
	過少申告加算税の額	7				1,192,000					4,039,000
	無申告加算税の額	8				471,000					20,000
原告甲	取得財産の価額	9	138,821,517	138,821,517		138,821,517	全部の取消し	棄却	全部の取消し	棄却	
	内訳	本件各貸付金債権	10	0		0					0
		その他の財産	11	138,821,517		138,821,517					138,821,517
		債務及び葬式費用の金額	12	2,197,399		2,197,399					2,197,399
	課税価格	13	136,624,000	136,624,000		136,624,000					
	納付すべき税額	14	43,393,800	43,750,400		45,183,700					
	過少申告加算税の額	15				35,000					143,000
	無申告加算税の額	16									

(単位：円)

区分		順序	当初申告	修正申告等	賦課決定処分	本件各更正処分等	再調査の請求	再調査決定	審査請求	裁決	
項目	年月日		法廷申告期限内	平成28年3月31日	平成28年4月26日	平成28年4月26日	平成28年7月26日	平成28年10月24日	平成28年11月24日	平成29年8月28日	
原告乙	取得財産の価額	17	791,907,228	793,389,257		833,889,257	全部の取消し	棄却	全部の取消し	棄却	
	内訳	本件各貸付金債権	18	0		0					40,500,000
		その他の財産	19	791,907,228		793,389,257					793,389,257
		債務及び葬式費用の金額	20	6,143,199		6,143,199					6,143,199
	課税価格	21	785,764,000	787,246,000		827,746,000					
	納付すべき税額	22	249,544,500	252,010,700		273,749,100					
	過少申告加算税の額	23				246,000					2,173,000
	無申告加算税の額	24									
原告丙	取得財産の価額	25	131,455,827	157,123,158		157,123,158	全部の取消し	棄却	全部の取消し	棄却	
	内訳	本件各貸付金債権	26	0		0					0
		その他の財産	27	131,455,827		157,123,158					157,123,158
		債務及び葬式費用の金額	28	2,238,299		2,238,299					2,238,299
	課税価格	29	129,217,000	154,884,000		154,884,000					
	納付すべき税額	30	41,029,700	49,597,600		51,222,600					
	過少申告加算税の額	31				856,000					162,000
	無申告加算税の額	32									

本件各更正処分等の経緯

(単位：円)

区分		項目	順号	当初申告	修正申告等	賦課決定処分	本件各更正処分等	再調査の請求	再調査決定	審査請求	裁決	
年月日				法廷申告期限内	平成28年3月31日	平成28年4月26日	平成28年4月26日	平成28年7月26日	平成28年10月24日	平成28年11月24日	平成29年8月28日	
原告丁	取得財産の価額		33	272,296,457	272,296,457	/	312,796,457	全部の取消し	棄却	全部の取消し	棄却	
	内訳	本件各貸付金債権	34	0	0		40,500,000					
		その他の財産	35	272,296,457	272,296,457		272,296,457					
	債務及び葬式費用の金額		36	62,197,399	62,197,399		62,197,399					
	課税価格		37	210,099,000	210,099,000		250,599,000					
	納付すべき税額		38	66,713,400	67,263,600		82,877,100					
	過少申告加算税の額		39				55,000					1,561,000
	無申告加算税の額		40									
原告戊	取得財産の価額		41		6,541,246	/	6,541,246	全部の取消し	棄却	全部の取消し	棄却	
	内訳	本件各貸付金債権	42		0		0					
		その他の財産	43		6,541,246		6,541,246					
	債務及び葬式費用の金額		44		0		0					
	課税価格		45		6,541,000		6,541,000					
	納付すべき税額		46		2,488,100		2,595,800					
	過少申告加算税の額		47									
	無申告加算税の額		48				471,000					20,000

## 本件協同組合の資産及び負債の状況（平成21年3月期から平成24年3月期まで）

（単位：円）

		平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期	
資産の部	流動資産	現金及び預金	2,309,351	10,161,530	1,335,956	881,288
		売掛金	19,815,279	15,980,408	31,785,317	13,314,965
		製品	19,788,410	6,691,605	15,275,889	28,248,224
		原材料	16,865,025	6,856,449	9,596,233	17,697,978
		貯蔵品	676,498	552,066	312,000	463,100
		未収入金	-	-	-	403,200
		未経過利息	1,743,184	-	-	-
		未経過保険料	4,131,806	-	-	-
		計	65,329,553	40,242,058	58,305,395	61,008,755
	固定資産	建物	387,176,774	378,389,048	369,846,776	361,304,504
		構築物	28,749,855	27,592,430	26,435,005	25,277,580
		機械装置	355,562,693	342,629,791	329,696,889	319,350,620
		車輛運搬具	3,347,492	3,317,871	3,288,250	3,258,629
		土地	100,547,004	-	-	-
		電話加入権	60,248	60,248	60,248	60,248
		出資金	2,220,000	2,220,000	1,100,000	1,100,000
		計	877,664,066	754,209,388	730,427,168	710,351,581
資産の部合計		942,993,619	794,451,446	788,732,563	771,360,336	
負債の部	流動負債	支払手形	9,889,035	17,491,774	-	-
		買掛金	112,283,671	165,184,410	191,939,643	201,419,612
		内C	112,283,671	165,184,410	173,174,985	186,963,028
		短期借入金	189,000,000	109,000,000	135,000,000	165,000,000
		未払金	3,760,975	4,145,469	7,393,641	4,629,080
		前受金	-	-	2,170,911	-
		預り金	48,571	95,088	86,370	559,236
		未払消費税	2,657,600	434,000	619,900	-
		未払法人税等	206,000	206,000	206,000	206,000
		計	317,845,852	296,556,741	337,416,465	371,813,928
	固定負債	長期借入金	308,835,000	236,323,000	209,483,000	182,643,000
		固定資産圧縮引当金	629,566,000	629,566,000	629,566,000	626,937,000
		計	938,401,000	865,889,000	839,049,000	809,580,000
負債の部合計		1,256,246,852	1,162,445,741	1,176,465,465	1,181,393,928	
純資産合計		-313,253,233	-367,994,295	-387,732,902	-410,033,592	

注 各金額は、各事業年度の各末日現在の残高を示す。

本件協同組合の資産及び負債の状況（平成25年3月期から平成28年3月期まで）

（単位：円）

		平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	
資産の部	流動資産	現金及び預金	2,274,950	1,802,819	2,024,913	2,578,077
		売掛金	8,070,634	16,527,024	10,979,081	6,494,346
		製品	18,300,962	15,160,129	42,974,717	40,403,119
		原材料	15,975,030	10,972,846	20,069,306	15,558,918
		貯蔵品	-	-	-	-
		未収入金	-	-	4,187,543	-
		未経過利息	-	-	-	-
		未経過保険料	-	-	-	-
	計	44,621,576	44,462,818	80,235,560	65,034,460	
	固定資産	建物	352,762,232	344,219,960	335,677,688	327,196,777
		構築物	24,731,015	24,602,414	24,473,813	24,345,212
		機械装置	312,419,515	309,638,741	309,635,467	307,482,559
		車輛運搬具	3,237,003	3,237,001	3,237,001	3,237,001
		土地	-	-	-	-
		電話加入権	60,248	60,248	60,248	60,248
		出資金	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
		計	694,310,013	682,858,364	674,184,217	663,421,797
資産の部合計		738,931,589	727,321,182	754,419,777	728,456,257	
負債の部	流動負債	支払手形	-	-	-	-
		買掛金	199,979,765	197,184,054	213,863,065	199,161,712
		内C	178,188,982	178,314,226	183,618,118	183,304,916
		短期借入金	187,500,000	219,500,000	272,500,000	124,500,000
		未払金	4,029,823	6,151,865	8,248,422	5,112,001
		前受金	7,407,482	-	7,600,000	10,866,559
		預り金	654,376	482,348	532,067	630,854
		未払消費税	1,589,700	1,904,100	-	1,966,900
		未払法人税等	206,000	206,000	206,000	206,000
		計	401,367,146	425,428,367	502,949,554	342,444,026
	固定負債	長期借入金	155,803,000	128,963,000	93,623,000	71,223,000
		固定資産圧縮引当金	626,937,000	626,937,000	626,937,000	626,937,000
		計	782,740,000	755,900,000	720,560,000	698,160,000
負債の部合計		1,184,107,146	1,181,328,367	1,223,509,554	1,040,604,026	
純資産合計		-445,175,557	-454,007,185	-469,089,777	-312,147,769	

注 各金額は、各事業年度の各末日現在の残高を示す。

本件協同組合の資産及び負債の状況（平成29年3月期から清算終了時まで）

（単位：円）

		平成29年3月期	平成30年3月期	清算終了時 (平成30年12月●日)	
資産の部	流動資産	現金及び預金	2,343,374	5,074,230	310,738
		売掛金	-	-	-
		製品	583,885	-	-
		原材料	-	-	-
		貯蔵品	-	-	-
		未収入金	-	128,581	-
		未経過利息	-	-	-
		未経過保険料	-	-	-
		計	2,927,259	5,202,811	310,738
	固定資産	建物	318,715,868	-	-
		構築物	24,216,611	-	-
		機械装置	305,332,944	-	-
		車輛運搬具	3,237,001	-	-
		土地	-	-	-
		電話加入権	60,248	-	-
		出資金	100,000	100,000	100,000
		計	651,662,672	100,000	100,000
資産の部合計		654,589,931	5,302,811	410,738	
負債の部	流動負債	支払手形	-	-	-
		買掛金	189,272,056	184,472,056	273,438
		内C	不明	不明	273,438
		短期借入金	124,500,000	1,245,000,000	-
		未払金	2,945,624	-	-
		前受金	-	-	-
		預り金	792,619	-	-
		未払消費税	4,429,500	4,649,200	-
		未払法人税等	206,000	206,000	137,300
		計	322,145,799	313,827,256	684,176
	固定負債	長期借入金	48,823,000	-	-
		固定資産圧縮引当金	626,937,000	-	-
		計	675,760,000	0	0
負債の部合計		997,905,799	313,827,256	684,176	
純資産合計		-343,315,868	-308,524,445	-273,438	

注1 各金額は、各事業年度の各末日現在の残高を示す。

注2 清算終了時のCに対する買掛金は、株式会社Yに対する買掛金を示す。

## 本件協同組合の損益の状況（平成21年3月期から平成28年3月期まで）

（単位：円）

		平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高	①	230,651,277	170,979,666	249,649,858	291,671,016
売上原価	②	262,881,060	199,562,242	245,879,473	299,851,577
売上総利益 (①-②)	③	-32,229,783	-28,582,576	3,770,385	-8,180,561
販売費及び 一般管理費	④	20,810,189	19,071,676	20,636,632	19,936,569
営業損益 (③-④)	⑤	-53,039,972	-47,654,252	-16,866,247	-28,117,130
営業外収益	⑥	760,544	1,874,700	3,432,858	9,605,176
営業外費用	⑦	9,885,691	8,751,665	4,092,417	3,428,973
経常損益 (⑤+⑥-⑦)	⑧	-62,165,119	-54,531,217	-17,525,806	-21,940,927
特別利益	⑨	-	-	-	-
特別損失	⑩	-	-	-	146,962
税引前当期純損益 (⑧+⑨-⑩)	⑪	-62,165,119	-54,531,217	-17,525,806	-22,087,889

（単位：円）

		平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
売上高	①	276,358,206	332,000,908	302,659,293	274,598,923
売上原価	②	295,727,181	319,815,829	303,088,611	290,475,666
売上総利益 (①-②)	③	-19,368,975	12,185,079	-429,318	-15,876,743
販売費及び 一般管理費	④	20,191,210	18,916,957	16,595,769	17,310,478
営業損益 (③-④)	⑤	-39,560,185	-6,731,878	-17,025,087	-33,187,221
営業外収益	⑥	7,527,436	69,272	4,128,209	744,586
営業外費用	⑦	2,896,416	2,432,472	1,972,975	1,402,616
経常損益 (⑤+⑥-⑦)	⑧	-34,929,165	-9,095,078	-14,869,853	-33,845,251
特別利益	⑨	-	476,189	-	191,000,000
特別損失	⑩	-	-	-	-
税引前当期純損益 (⑧+⑨-⑩)	⑪	-34,929,165	-8,618,889	-14,869,853	157,154,749

本件協同組合の損益の状況（平成29年3月期から清算終了時まで）

（単位：円）

		平成29年3月期	平成30年3月期	清算終了時 (平成30年12月●日)
売上高	①	258,620,564	33,821,489	
売上原価	②	278,013,227	40,695,562	
売上総利益 (①-②)	③	-19,392,663	-6,874,073	0
販売費及び 一般管理費	④	14,930,639	12,907,476	39,520
営業損益 (③-④)	⑤	-34,323,302	-19,781,549	-39,520
営業外収益	⑥	4,383,157	5,252,025	2,647
営業外費用	⑦	1,015,216	327,629	
経常損益 (⑤+⑥-⑦)	⑧	-30,955,361	-14,857,153	-36,873
特別利益	⑨	-	49,854,576	308,698,618
特別損失	⑩	-	-	-
税引前当期純損益 (⑧+⑨-⑩)	⑪	-30,955,361	34,997,423	308,661,745



## 本件協同組合の本件各金融機関からの借入金残高

(単位：円)

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
K銀行	125,672,000	—	—	—
J	35,140,000	30,700,000	26,260,000	21,820,000
H	228,023,000	205,623,000	183,223,000	160,823,000
合計	388,835,000	236,323,000	209,483,000	182,643,000

(単位：円)

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
K銀行	—	—	—	—
J	17,380,000	12,940,000	—	—
H	138,423,000	116,023,000	93,623,000	71,223,000
合計	155,803,000	128,963,000	93,623,000	71,223,000

注1 各金額は、各事業年度の各末日現在の残高を示す。

注2 各金額は、本件協同組合の各事業年度に係る法人税の確定申告書に添付されている「借入金及び支払利子の内訳書」の金額である。

## 本件協同組合の本件被相続人及びその親族からの借入金残高

(単位：円)

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
本件被相続人	24,500,000	24,500,000	38,500,000	58,500,000
請求人乙	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
請求人丙	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
請求人丁	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
E	34,500,000	34,500,000	39,500,000	49,500,000
W	-	-	5,000,000	5,000,000
X	-	-	2,000,000	2,000,000
U	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
V	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
合計	109,000,000	109,000,000	135,000,000	165,000,000

(単位：円)

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
本件被相続人	66,000,000	81,000,000	81,000,000	-
請求人乙	10,000,000	10,000,000	10,000,000	-
請求人丙	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
請求人丁	10,000,000	10,000,000	10,000,000	-
E	64,500,000	81,500,000	81,500,000	94,500,000
W	5,000,000	5,000,000	30,000,000	-
X	2,000,000	2,000,000	30,000,000	-
U	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
V	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
合計	187,500,000	219,500,000	272,500,000	124,500,000



平成●●年（〇〇）第●●号

更 正 決 定

原告	甲 外4名
上記5名訴訟代理人弁護士	米塚 茂樹
被告	国
同代表者法務大臣	山下 貴司
処分行政庁	函館税務署長本島泰行
被告指定理人	中野 雅文 外11名

上記当事者間の平成●●年（〇〇）第●●号更正処分等取消請求事件につき、令和元年5月15日に当裁判所がした判決に明白な誤りがあるから、被告の申立てにより、次のとおり決定する。

主 文

上記判決の当事者の表示中、別紙1の当事者目録に

「函館税務署長明珍栄一」とあるのを「函館税務署長本島泰行」と、  
「松下洋」とあるのを「河村浩幸」と、  
「小野木英夫」とあるのを「林雅明」と、  
それぞれ更正する。

令和元年5月20日

函館地方裁判所民事部

裁判長裁判官 布施 雄士

裁判官 本多 健一

裁判官 木村 航晟